

福知山市監査委員告示第3号

令和7年度に実施した財政援助団体等監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和8年7月7日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

別紙

令和7年度財政援助団体等監査結果措置通知書

市民生活部 文化・スポーツ振興室、福知山マラソン実行委員会

監査の結果	講じた措置
1 契約について 契約書及び協定書において、起案から締結に至るまでの一連の事務処理が整っていないものが散見された。再確認し徹底されたい。 2 経理処理について 収入及び支出の根拠となる書類の不備や支出費目に誤りが認められる。適正な会計処理を行われたい。	1 契約について マラソン事務担当者が作成した起案について、通常の決裁ルートに加え、スポーツ事業以外の担当職員による第三者的視点からのチェック（確認作業）を行うとともに、別保管としていた起案、契約書等、参考資料を時系列順（日付順）に整理し直したうえで、一括で保管する方法に切り替えた。 2 経理処理について 起案から契約締結までの基本的事務フロー、支出費目の内容、戻入・戻出、収入・支出伝票の作成方法などを係内会議で周知徹底した。